

代 理 人 選 任 届				
(宛先) 防 府 市 長 年 月 日				
委 任 者	住 所			
	氏 名			
私は下記の者を代理人に選任し、 私に係る、 ☐ 印鑑登録申請 ☐ 印鑑登録証再交付申請 ☐ 印鑑登録証亡失届 ☐ 印鑑登録廃止届 登録印鑑				
に関する権限を委任したので届け出ます。				
代 理 人	住 所			
	氏 名	年 月 日生		
(注) この選任届は、委任者が全て自署してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">代理人による登録申請時に必要なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">①代理人選任届 ②登録する印鑑 ③代理人の印鑑（認印可）</td> </tr> </table>			代理人による登録申請時に必要なもの	①代理人選任届 ②登録する印鑑 ③代理人の印鑑（認印可）
代理人による登録申請時に必要なもの				
①代理人選任届 ②登録する印鑑 ③代理人の印鑑（認印可）				
注 意 事 項				
登録の資格……	本市に住所があり、住民基本台帳法又は外国人登録法により記録又は登録を受けている方は、印鑑の登録ができます。ただし、15 歳未満の方及び成年被後見人は、印鑑の登録できません。			
登録の申請……	この申請は、原則として本人自ら申請しなければなりません。やむを得ず代理人に依頼するときは、上記の代理人選任届もあわせて記入してください。			
登録証の交付……	印鑑の登録の申請があったときは、印鑑登録申請者に文書で照会し、回答書等の必要書類をお持ちになられたときに登録証を交付します。ただし、本人自ら申請する場合で、身分証明証等を提示された方又は保証人により意思の保証等がされた方に対しては直ちに登録証を交付します。			
身分証明証等とは…	官公署が発行した運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、外国人登録証明書などの許可証、免許証等で、本人の顔写真を貼り付け、浮出プレスによる契印又は特殊フィルムで焼付加工されたものに限りです。			

※代理人選任届は必ず登録される方が
すべてお書きください。

登録をされる方の住所、氏名を記入して、
登録をされる印鑑を押してください。

代理で来られる方の住所、氏名、生年月
日を記入してください。

※記入漏れ、書き間違いなどがあつた場合、登録を受付

けられないことがありますのでご注意ください。

※ 仮登録はなるべく 14 時までをお願いします。

持ってきていただくもの

①代理人選任届

②登録する印鑑

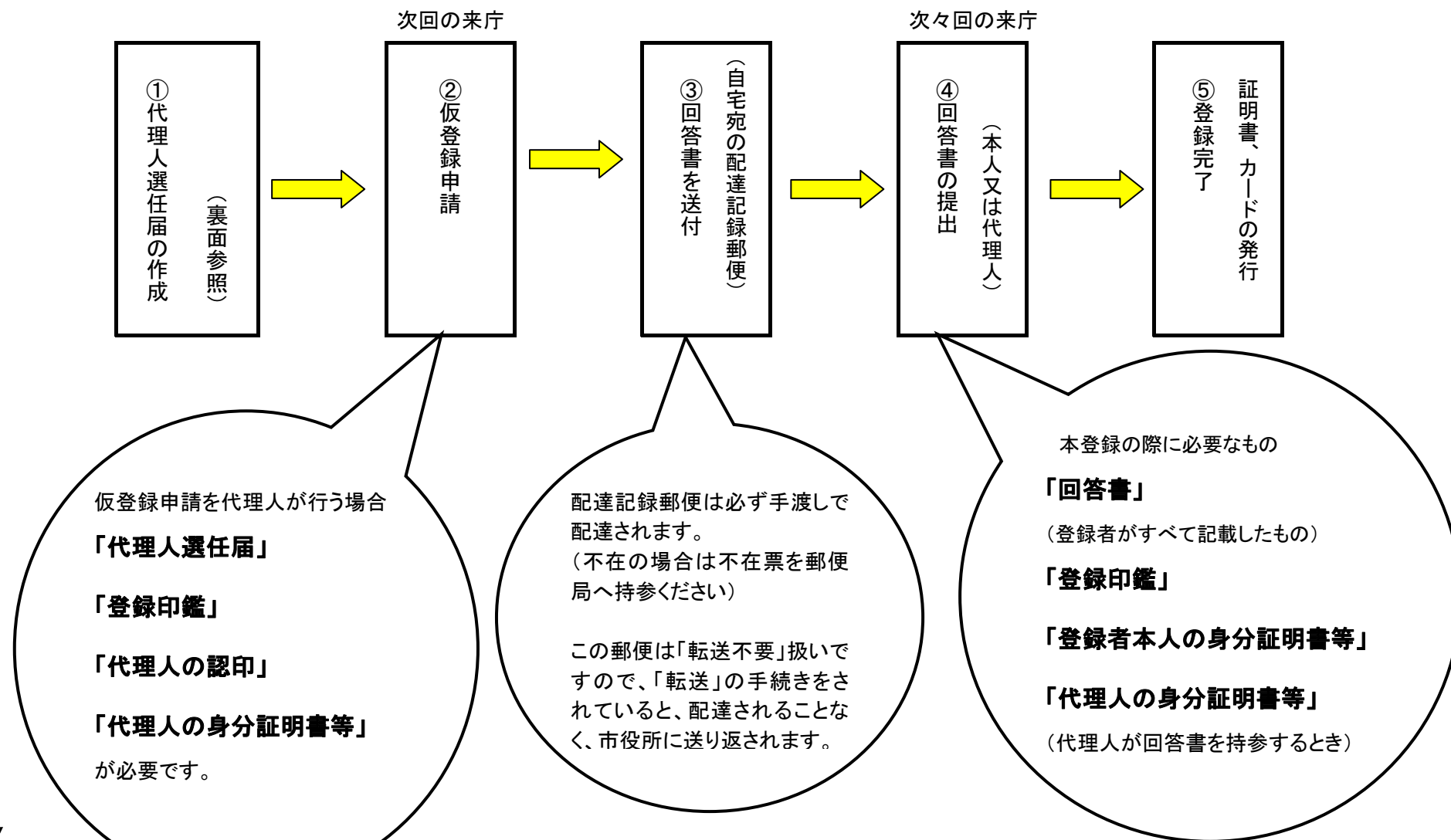
③代理人の印鑑（認印で可）



※ 代理人氏名の確認できる書類等があれば、お持ちく
ださい。（免許証、保険証等）

※代理人による申請は、登録カード及び印鑑証明書の交付
は3～4日先になります。詳しくは裏面をご覧ください。

代理人申請 印鑑登録の流れ



身分証明書等とは・・・

○ 官公署発行の証明書等

運転免許証・パスポート・外国人登録証、住基カード
身体障害者手帳、保険証・年金証書・年金手帳など

